

令和3年度「能登ふるさと博」
冬の食イベント開催支援及びPR委託業務 仕様書

1 業務の目的

能登地域の冬の食イベント実施にあたり、イベント主催者が利用できる電子チケット販売システム構築等の支援を行い、コロナ禍でも工夫してイベントを開催し、併せてイベントのPRをすることで、能登地域への誘客を図り、地域活性化を図ることを目的とする。

2 業務内容

(1) 冬の食イベント開催支援

(ア) 電子チケット販売システム構築および電子チケットの発行

- ・電子化されたチケットの発行、流通、決済、管理が可能なシステムを企画し、構築すること。
- ・スマートフォン等のモバイル端末やQRコードを活用するなど、利用者が現金を用いない支払いができること。
- ・利用者およびイベント主催者の負担を考慮し、特定のアプリ等をインストールする必要なく利用ができること。
- ・チケットの在庫上限を設定できること。
- ・イベント主催者ごとの利用実績や、精算処理を行うためのデータ抽出等が可能であること。
- ・システムに対する攻撃や不正侵入、情報流失等のセキュリティ対策を万全に行うこと。

(イ) 電子チケットの販売

- ・購入方法はインターネットによる。
- ・利用者が行列などによる密集を回避し、かつ利便性良く購入するため、クレジットカード決済等で販売できること。
- ・販売における手数料等は委託料に含むものとし、購入者とイベント主催者はこれを負担しない。
- ・電子チケット販売イベントは下記2イベントを予定する。

【電子チケット販売予定イベント】

①イベント名	珠洲あんこう祭り	中能登町発酵食イベント（仮）
②開催予定日	令和4年2月27日（日）	令和4年3月中
③販売開始予定日	令和4年2月初旬	令和4年2月中
④販売予定額	500円	1,000円
⑤販売予定数	600枚	500枚

- ・新型コロナウイルスの影響による各種イベントの延期、中止の際に発生する電子チケットのキャンセル料等の費用負担については、発注者と受注者の協議のうえ、決定する。

(ウ) 電子チケットの換金

- ・換金業務を完了するまで、電子チケットの売上金等を適切に管理すること。
- ・電子チケットの売上金額についてはイベント主催者に対してイベント終了後1か月以内に換金手続きを行うこと。

- ・換金時において利用額に相違がある場合は、原因究明を行い、責任をもって対応すること。
- ・換金における手数料等は委託料に含むものとし、イベント主催者はこれを負担しない。

(エ) 電子チケット購入者の受付・管理

- ・イベント会場における当日の電子チケット購入者の受付、管理等のサポートを行うこと。
- ・電子チケット購入者の受付はスマートフォン等のモバイル端末やQRコードを活用するなど、非接触で行えるようにすること。
- ・受付時に使用するモバイル端末を準備すること。(費用は委託料に含むものとする。)

(オ) イベント主催者のサポート

- ・受託者は、イベント主催者と電子チケット販売等に関する打合せを行うこと。
- ・イベント当日の運営計画・緊急対応マニュアルを作成し、イベント主催者に提供すること。

(カ) 景品購入及び発送

- ・電子チケット購入者の中から抽選で能登の特産品(5,000円相当)をプレゼントすること。
- ・1イベントあたり10名計20名に景品をプレゼントすること。
- ・景品代や景品発送費等は委託費に含むこと。

(2) 冬の食イベントPR業務

(ア) 冬の食イベント記事制作

- ・能登地域で行われる冬の食イベントの概要・アクセス情報・予約方法等を閲覧者に分かりやすくまとめた記事の制作を行うこと。
- ・記事を制作するイベントは下記6イベントを予定する。
 - ①珠洲あんこう祭り(NPO法人能登すずなり)
 - ②中能登町発酵食イベント(中能登町)
 - ③まいもんまつり(穴水町観光物産協会)
 - ④七尾湾能登かき祭(鹿北賑わい創出交流実行委員会)
 - ⑤能登島ごっつおまつり(能登島観光協会)
 - ⑥輪島あえの風冬まつり(輪島あえの風冬まつり実行委員会)
- ・記事の制作・校正作業にあたっては、イベント主催者等と直接連絡を取ること。

(イ) SNS等での情報発信

- ・SNS等を活用して冬の食イベントの情報発信を行うこと。

3 委託期間

契約の日から令和4年3月31日(木)まで

4 実績報告

業務完了後、事業実施報告書を作成のうえ、能登ふるさと博開催実行委員会事務局(観光企画課内)に提出すること。

5 個人情報の保護等

(1) 個人情報の保護

受注者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取り扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 守秘義務

受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

6 その他留意事項

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策に努めること。
- ・新型コロナウイルスの影響により各種イベントが延期、中止となり、業務が完了できない場合は発注者と受注者の協議のうえ、イベント中止決定までに要した費用を実行委員会が負担する。
- ・業務遂行にあたっては発注者と十分な打ち合わせを行うこととする。
- ・発注者は、必要があると認めたときは、受注者に対し、業務の実施状況について、報告もしくは資料の提出を求め、必要な指示をすることができる。
- ・著作権・肖像権等に配慮するとともに、個人情報保護について関係法令等を遵守すること。
- ・本仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、その都度協議の上決定すること。